

茨城県報

第6036号

昭和47年 7 月 27 日

木 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

●民生委員の定数の改正 (県民福祉課)	1
●道路の供用開始 (道路維持課)	2
●道路の供用廃止 (")	2
●道路区域の変更 (")	2
●道路位置の指定 (建築指導課)	3

公 告

●土地立ち入り許可 (用地課)	5
●土地立ち入り測量 (")	5
●建築許可に関する聴聞 (建築指導課)	7

告 示

茨城県告示第719号

昭和37年 2 月 21 日茨城県告示第 157 号で告示した民生委員の定数の全部を次のように改正し、昭和47年 8 月 1 日から施行する。

昭和47年 7 月 27 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

水戸市	250	日立市	255	土浦市	141
古河市	60	石岡市	55	下館市	77
結城市	58	竜ヶ崎市	54	那珂湊市	48
下妻市	45	水海道市	56	常陸太田市	60
勝田市	97	高萩市	50	北茨城市	70
笠間市	50	取手市	65	岩井市	50
東茨城郡					
常澄村	18	茨城町	50	小川町	28
美野里町	24	内原町	23	常北町	21
桂 村	16	御前山村	14	大洗町	35
西茨城郡					
友部町	33	岩間町	27	七会村	7

岩 瀬 町	39				
那 珂 郡					
東 海 村	27	那 珂 町	50	瓜 連 町	13
大 宮 町	46	山 方 町	24	美 和 村	19
緒 川 村	17				
久 慈 郡					
金 砂 郷 村	25	水 府 村	22	里 美 村	18
大 子 町	86				
多 賀 郡					
十 王 町	17				
鹿 島 郡					
旭 村	20	鉾 田 町	50	大 洋 村	18
大 野 村	17	鹿 島 町	30	神 栖 町	40
波 崎 町	50				
行 方 郡					
麻 生 町	32	牛 堀 町	14	潮 来 町	32
北 浦 村	20	玉 造 町	25		
稲 敷 郡					
江 戸 崎 町	23	美 浦 村	15	阿 見 町	50
牛 久 町	38	莖 崎 村	11	新 利 根 村	15
河 内 村	21	桜 川 村	16	東 村	27
新 治 郡					
出 島 村	29	玉 里 村	8	八 郷 町	50
千 代 田 村	20	新 治 村	15	桜 村	14
筑 波 郡					
谷 田 部 町	34	伊 奈 村	22	谷 和 原 村	18
豊 里 町	16	筑 波 町	41	大 穂 町	20
真 壁 郡					
関 城 町	25	明 野 町	26	真 壁 町	34
大 和 村	13	協 和 町	25		
結 城 郡					
八 千 代 町	37	千 代 川 村	15	石 下 町	28
猿 島 郡					
総 和 町	34	五 霞 村	15	三 和 町	29

猿 島 町	22	境 町	38	
北 相 馬 郡				
守 谷 町	23	藤 代 町	32	利 根 町 15

茨城県告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和47年7月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道古河加須線
- 2 供用開始の区間 古河市大字原字中の台94番の1から
古河市大字古河字観音寺6837番の1まで
- 3 供用開始の期間 昭和47年7月27日

茨城県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和47年7月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道牛渡馬場山土浦線
- 2 供用廃止の区間 新治郡出島村大字西成井字下宿1197番の2(延長46.0m)
- 3 供用廃止の期日 昭和47年7月27日

茨城県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和47年7月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 古河加須線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市大字古河二丁目 5623番の4から 古河市大字古河字観音寺 6837番の1まで	旧	メートル 最大 10.0 最小 7.0	メートル 1,176.4	
古河市大字原字中の台 94番の1から 古河市大字古河字観音寺 6837番の1まで	新	最大 44.0 最小 16.0	2,375.0	

- 1 道路の種類 県 道
2 路 線 名 牛渡馬場山土浦線
3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字西成井 字下宿1197番の2	旧	メートル 最大 16.5 最小 10.0	メートル 46.0	
	新	最大 16.5 最小 10.0	46.0	

茨城県告示第723号

建築基準法42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 7. 27	那珂郡大宮町字中江幡984—1, —8, —4, —3, —9	4.00	29.70
2	〃	常陸太田市真弓町箕輪1887—4	4.00	24.66
3	〃	水戸市堀町1291—2	4.00	19.70
4	〃	〃 大塚町字新堂1857—1	4.00	39.80
5	〃	勝田市堀口字中原690—4	4.09	34.95

公 告

●土地立ち入りの許可

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線東京セロハン紙線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
猿島郡三和町大字谷貝字下ノ谷、字下原、字三ツ塚、字稲荷前、字屋後山、字南原、字辻前、
字談議所及び字台地内
〃 境町大字稲尾字神明越、字宿通、字小山、字馬道、字八幡越、字鎮守前、字堂浦、字原
山根、字南坂及び字宮戸地内
〃 〃 大字志鳥字上ノ台、字薄山、字石塚、字宮ノ下、字大日前、字南原口、字関根、字
西原及び字西沼地内
〃 〃 大字横塚字東沼及び字寺浦地内
〃 総和町大字久能字東沼、字遠向、字アマダ前、字東大門、字二階溜、字寺東、字林割
南、字ミツヤ、字原前、字向裏、字稲荷東、字京仙口、字林割、字香取西、字寺
前、字向原、字三角畑南及び字釈迦山境地内
〃 〃 大字柳橋字萩山地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年8月1日から昭和48年1月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次の
とおり公告する。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道古河岩井線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
猿島郡境町字丸柳、字堤外、字坏場、字宮本南側、字裏町西側、字川附、字馬場先、字蓮地
下、字鹿島下、字大川端及び字蓮地地内
〃 〃 大字下小橋字蓮地、字郷、字高峪、字大道東、字大道西、字榎戸及び字竹ノ下地内
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月27日から昭和48年3月31日まで

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道293号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡緒川村大字上小瀬字四方木平地内
" " 大字小舟字内出地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月27日から昭和47年12月31日まで

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系間黒川河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
笠間市大字寺崎字竹ノ下地内
" 大字箱田字間黒前地内
" 大字大淵字石崎地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月27日から昭和48年3月25日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小舟長倉線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡御前山村大字中居字小中居前, 字塚根及び字殿山下地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月27日から昭和48年3月25日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道常陸太田塙線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市常福地町字堂の前, 字森ノ上, 字熊之前, 字高山及び字中軍地内
" 春友町字原, 字下川原及び字井戸ノ上地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月27日から昭和48年3月31日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道諸沢西金停車場線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡大子町大字北富田字上原, 字富根, 字野田平及び字上三草地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月27日から昭和48年3月30日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道南指原岩間停車場線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡岩間町大字上郷字新田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月27日から昭和48年3月25日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道水戸茂木線元小松橋橋梁架換工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡常北町大字上入野字一丁田及び字小松河原地内

〃 〃 大字磯野字下河原地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月27日から昭和47年8月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和47年7月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 聴 聞 期 日 昭和47年8月1日 午後2時

2 聴 聞 場 所 北茨城市磯原町磯原357-1

3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。

製綿, 古綿の再製で原動機を使用するもの(製綿工場の新築)

4 申請者住所氏名 北茨城市磯原町磯原398-2 高 橋 保 全

5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 255.0 m^2

原動機2.238Kw既設

6 建築物の位置 北茨城市磯原町磯原357-1

7 敷 地 面 積 250.48 m^2

◆ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◆

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所